

新	旧	備考
<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00066 最終改正 平成20年8月12日 一部改正 <u>平成20年9月22日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険約款（以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p> <p>[] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1. 基本的取扱事項</p> <p>この規程の対象とする契約は、輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）のうち「別紙1 2年未満案件の解釈等」に該当する2年未満案件に限るものとする。</p> <p>ベルン・ユニオン等国際的取極めに基づく基準に適合しない輸出契約等又は契約金額が500億円を超える輸出契約等については、原則として保険契約を締結しないこととする。</p> <p>ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成13年4月1日 01-制度-00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p>なお、ベルン・ユニオン「GENERAL UNDERSTANDING」の取極めにおいて信用供与期間が最長180日に規制されている品目は「別紙2 消費財等」とおりとする。</p> <p>輸出契約等に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。</p>	<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00066 最終改正 平成20年8月12日 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p> <p>[] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1. 基本的取扱事項</p> <p>この規程の対象とする契約は、輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）のうち「別紙1 2年未満案件の解釈等」に該当する2年未満案件に限るものとする。</p> <p>ベルン・ユニオン等国際的取極めに基づく基準に適合しない輸出契約等又は契約金額が500億円を超える輸出契約等については、原則として保険契約を締結しないこととする。</p> <p>ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成13年4月1日 01-制度-00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p>なお、ベルン・ユニオン「GENERAL UNDERSTANDING」の取極めにおいて信用供与期間が最長180日に規制されている品目は「別紙2 消費財等」とおりとする。</p> <p>輸出契約等に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。</p>	

新	旧	備考
<p>「別表 国別引受基準」に適合しない輸出契約等であっても、被保険者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p>ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りではなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p>イ．契約金額が1億円未満のもの</p> <p>ロ．仕向国、支払国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの</p> <p>ハ．起算点（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2．に規定するものをいう。以下同じ。）から最終決済日までの期間が1年以内のもの</p> <p>輸出契約等における仕向国並びに支払国及び保証国の取扱は、「別紙3 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。</p> <p>保険契約は、一の輸出契約等につき一の保険契約の締結（1Contract = 1 Policy）を原則とするが、以下の場合は、一の輸出契約等につき分割して保険契約を申し込むことを例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。</p> <p>イ．二以上の船積期限及び各船積期限ごとの船積金額が定められている輸出契約等であって、当該船積期限別に分割して保険契約を申し込む場合</p> <p>ロ．貿易一般保険包括保険（繊維品、鋼材及び化学品に限る。以下「消費財包括保険」という。）の保険契約を締結する輸出契約等について、当該包括保険の不てん補部分を対象として保険契約を申し込む場合</p> <p>ハ．貿易一般保険包括保険（機械設備、鉄道車両及び船舶に限る。以下「設備財包括保険」という。）貿易一般保険包括保険（技術提供契約等に限る。以下「技術提供契約等包括保険」という。）及び貿易一般保険（企業総合保険）の保険契約を締結する輸出契約等（相手方が<u>海外における特定の事業の実施を目的として被保険者により設立された外国法人（SPC）</u>であって、「<u>海外商社名簿</u>について」（平成13年4月1日01-制度-00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）上E F格、E M格、E C格又は名簿区分Pに格付けされている者に限る。）について、当該包括保険の信用事由（約款第4条第11号から第14号までの不てん補事由をいう。以下同じ。）の不てん補部分を対象として保険契</p>	<p>「別表 国別引受基準」に適合しない輸出契約等であっても、被保険者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p>ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りではなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p>イ．契約金額が1億円未満のもの</p> <p>ロ．仕向国、支払国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの</p> <p>ハ．起算点（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2．に規定するものをいう。以下同じ。）から最終決済日までの期間が1年以内のもの</p> <p>輸出契約等における仕向国並びに支払国及び保証国の取扱は、「別紙3 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。</p> <p>保険契約は、一の輸出契約等につき一の保険契約の締結（1Contract = 1 Policy）を原則とするが、以下の場合は、一の輸出契約等を分割して保険契約の<u>申込み</u>を例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。</p> <p>イ．二以上の船積期限及び各船積期限ごとの船積金額が定められている輸出契約等であって、当該船積期限別に分割して保険契約を申し込む場合</p> <p>ロ．貿易一般保険包括保険（繊維品、鋼材及び化学品に限る。以下「消費財包括保険」という。）の保険契約を締結する輸出契約等について、当該包括保険の不てん補部分を対象として保険契約を申し込む場合</p> <p>ハ．貿易一般保険包括保険（機械設備、鉄道車両及び船舶に限る。以下「設備財包括保険」という。）貿易一般保険包括保険（技術提供契約等に限る。以下「技術提供契約等包括保険」という。）及び貿易一般保険（企業総合保険）の保険契約を締結する輸出契約等（相手方が「<u>海外商社名簿</u>について」（平成13年4月1日01-制度-00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）上E F格、E M格、E C格又は名簿区分Pに格付けされている者に限る。）について、当該包括保険の信用事由（約款第4条第11号から第14号までの不てん補事由をいう。以下同じ。）の不てん補部分を対象として保険契約を申し込む場合</p>	

新	旧	備考
<p><u>約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が発行した内諾書に基づき保険契約を申し込む場合</u></p> <p><u>輸出契約等が 八. に該当する場合を除き保険契約者が締結している貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書の対象となる場合には、保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p>輸出契約等の相手方（輸出契約等の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が事故管理区分Bに格付けされている場合は、保険契約を締結しないこととする。</p> <p>2. 保険契約のてん補設定</p> <p>保険契約の締結は、てん補範囲別に以下によるものとする。</p> <p>イ. 非常事由（約款第4条第1号から第10号までのてん補事由をいう。以下同じ。）（船積前（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）及び船積後（約款第3条第2号及び第4号のてん補危険をいう。以下同じ。））をてん補することを原則とする。</p> <p>ロ. 信用事由をてん補する場合にあつては、非常事由に信用事由（船積前）又は信用事由（船積前及び船積後）のいずれかを組み合わせて保険契約を締結する。</p> <p>3. 船積前に係る取扱事項</p> <p>保険価額は、輸出契約等に定められた輸出貨物又は仲介貿易貨物の額（FOB価額又はFAS価額）とし、次のものは対象とならない。</p> <p>海上保険料、海上運賃等（複合運送の場合は、当該運賃）ユーザンス金利、領事査証料、代理店手数料、技術者派遣費等役務費、現地貨物調達費及び現地工事費等</p> <p>保険金額は、上記に基づき算出した保険価額に次の付保率（保険金額の保険価額に対する割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。ただし、信用事由をてん補する場合にあつては、非常事由の付保率を上回らない率とする。</p> <p>イ. 非常事由の付保率..... 60%～95% （保険契約者の自由設定）</p> <p>ロ. 信用事由の付保率..... 60%～80% （保険契約者の自由設定）</p> <p>上記にかかわらず、映像、音楽等の著作物を記録した媒体（小売用のもの</p>	<p>輸出契約等の相手方（輸出契約等の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が事故管理区分Bに格付けされている場合は、保険契約を締結しないこととする。</p> <p>2. 保険契約のてん補設定</p> <p>保険契約の締結は、てん補範囲別に以下によるものとする。</p> <p>イ. 非常事由（約款第4条第1号から第10号までのてん補事由をいう。以下同じ。）（船積前（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）及び船積後（約款第3条第2号及び第4号のてん補危険をいう。以下同じ。））をてん補することを原則とする。</p> <p>ロ. 信用事由をてん補する場合にあつては、非常事由に信用事由（船積前）又は信用事由（船積前及び船積後）のいずれかを組み合わせて保険契約を締結する。</p> <p>3. 船積前に係る取扱事項</p> <p>保険価額は、輸出契約等に定められた輸出貨物又は仲介貿易貨物の額（FOB価額又はFAS価額）とし、次のものは対象とならない。</p> <p>海上保険料、海上運賃等（複合運送の場合は、当該運賃）ユーザンス金利、領事査証料、代理店手数料、技術者派遣費等役務費、現地貨物調達費及び現地工事費等</p> <p>保険金額は、上記に基づき算出した保険価額に次の付保率（保険金額の保険価額に対する割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。ただし、信用事由をてん補する場合にあつては、非常事由の付保率を上回らない率とする。</p> <p>イ. 非常事由の付保率..... 60%～95% （保険契約者の自由設定）</p> <p>ロ. 信用事由の付保率..... 60%～80% （保険契約者の自由設定）</p> <p>上記にかかわらず、映像、音楽等の著作物を記録した媒体（小売用のもの</p>	

新	旧	備考
<p>を除く。)の輸出契約又は仲介貿易契約であって、知的財産権等特約(「知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い(個別保険)について」(平成15年9月24日03-制度-00065)に規定するものをいう。以下同じ。)を付して保険契約を締結する場合の付保率は、次のとおりとする。ただし、信用事由をてん補する場合にあっては、非常事由の付保率を上回らない率とする。</p> <p>イ．非常事由の付保率.....10%～20%(保険契約者の自由設定)</p> <p>ロ．信用事由の付保率.....10%～20%(保険契約者の自由設定)</p> <p>信用事由は、名簿上の格付に基づき、次の輸出契約等の場合に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の与信管理区分のうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い与信管理区分に基づくものとする。</p> <p>イ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方(輸出契約等の契約の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金、賃貸料又は対価(以下「代金等」という。)の支払人が異なる場合には、双方の者とする。以下において同じ。)が名簿上GS格、GA格、GE格又はEE格、EA格、EM格、EF格、EC格に格付けされている輸出契約等</p> <p>ただし、約款第4条第11号の事由のてん補については、輸出契約等の締結の相手方又は当該輸出契約等に係る代金等の支払人のいずれかが名簿上GS格、GA格、GE格に格付けされている場合に限る。</p> <p>ロ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿区分P又は事故管理区分Rに格付けされている輸出契約等であって、名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)により代金等が決済されるもの</p> <p>ただし、保険契約の申込時においてILCを取得する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p>	<p>を除く。)の輸出契約又は仲介貿易契約であって、知的財産権等特約(「知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い(個別保険)について」(平成15年9月24日03-制度-00065)に規定するものをいう。以下同じ。)を付して保険契約を締結する場合の付保率は、次のとおりとする。ただし、信用事由をてん補する場合にあっては、非常事由の付保率を上回らない率とする。</p> <p>イ．非常事由の付保率.....10%～20%(保険契約者の自由設定)</p> <p>ロ．信用事由の付保率.....10%～20%(保険契約者の自由設定)</p> <p>信用事由は、名簿上の格付に基づき、次の輸出契約等の場合に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の与信管理区分のうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い与信管理区分に基づくものとする。</p> <p>イ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方(輸出契約等の契約の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金、賃貸料又は対価(以下「代金等」という。)の支払人が異なる場合には、双方の者とする。以下において同じ。)が名簿上GS格、GA格、GE格又はEE格、EA格、EM格、EF格、EC格に格付けされている輸出契約等</p> <p>ただし、約款第4条第11号の事由のてん補については、輸出契約等の締結の相手方又は当該輸出契約等に係る代金等の支払人のいずれかが名簿上GS格、GA格、GE格に格付けされている場合に限る。</p> <p>ロ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿区分P又は事故管理区分Rに格付けされている輸出契約等であって、名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)により代金等が決済されるもの</p> <p>ただし、保険契約の申込時においてILCを取得する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p>	

新	旧	備考
<p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿のGS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。)取得前の信用事由による損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>八．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿区分Pに格付けされている輸出契約等(口．に該当するものを除く。)であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものを「別紙4 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等は、上記の規定にかかわらず、信用事由について保険契約を締結する。</p> <p>4．増加費用に係る取扱事項 増加費用(約款第3条第3号のてん補危険をいう。)の保険契約の締結等については、本邦又は船積国からの出荷に対し増加した費用をてん補する。</p> <p>5．船積後に係る取扱事項 保険価額は、輸出契約等に定められた代金等の額のすべてを対象とする。ただし、前受金(貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金等をいう。以下同じ。)を除く。 非常事由に係る付保率は97.5%、信用事由に係る付保率は90%として保険金額を設定する。 ただし、知的財産権等特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、非常事由及び信用事由に係る付保率は90%として保険金額を設定する。 信用事由は、名簿上の格付に基づき、次の輸出契約等の場合に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付のうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付に基づくものとする。</p>	<p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿のGS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。)取得前の信用事由による損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>八．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿区分Pに格付けされている輸出契約等(口．に該当するものを除く。)であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものを「別紙4 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等は、上記の規定にかかわらず、信用事由について保険契約を締結する。</p> <p>4．増加費用に係る取扱事項 増加費用(約款第3条第3号のてん補危険をいう。)の保険契約の締結等については、本邦又は船積国からの出荷に対し増加した費用をてん補する。</p> <p>5．船積後に係る取扱事項 保険価額は、輸出契約等に定められた代金等の額のすべてを対象とする。ただし、前受金(貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金等をいう。以下同じ。)を除く。 非常事由に係る付保率は97.5%、信用事由に係る付保率は90%として保険金額を設定する。 ただし、知的財産権等特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、非常事由及び信用事由に係る付保率は90%として保険金額を設定する。 信用事由は、名簿上の格付に基づき、次の輸出契約等の場合に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付のうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付に基づくものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>イ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方（輸出契約等の契約の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。以下 において同じ。）が名簿上G S格、G A格、G E格に格付けされている輸出契約等</p> <p>ロ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上G S格、G A格、G E格、事故管理区分B以外に格付けされている輸出契約等であって、名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認するI L Cにより代金等が決済されるもの</p> <p>ただし、保険契約の申込時においてI L Cを取得する前の場合は、ハ．又は二．に該当する輸出契約等を除き、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿のG S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の信用事由による損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>ハ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上E E格又はE A格に格付けされている輸出契約等であって、I L C以外の決済方法で代金等の決済を行うものは、パイヤー個別保証枠確認により代金等の全額が確認されたもの</p> <p>二．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上E M格又はE F格に格付けされている輸出契約等であって、I L C以外の決済方法で代金等の決済を行うものは、ユーザンスが180日以内のものであって、パイヤー個別保証枠確認により代金等の全額が確認されたもの</p> <p>ホ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上E M格、E F格、E C格又は名簿区分Pに格付けされている輸出契約等（上記ロ．から二．までのいずれかに該当するものを除く。）であって、保険契約の締結</p>	<p>イ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方（輸出契約等の契約の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。以下 において同じ。）が名簿上G S格、G A格、G E格に格付けされている輸出契約等</p> <p>ロ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上G S格、G A格、G E格、事故管理区分B以外に格付けされている輸出契約等であって、名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認するI L Cにより代金等が決済されるもの</p> <p>ただし、保険契約の申込時においてI L Cを取得する前の場合は、ハ．又は二．に該当する輸出契約等を除き、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿のG S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の信用事由による損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>ハ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上E E格又はE A格に格付けされている輸出契約等であって、I L C以外の決済方法で代金等の決済を行うものは、パイヤー個別保証枠確認により代金等の全額が確認されたもの</p> <p>二．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上E M格又はE F格に格付けされている輸出契約等であって、I L C以外の決済方法で代金等の決済を行うものは、ユーザンスが180日以内のものであって、パイヤー個別保証枠確認により代金等の全額が確認されたもの</p> <p>ホ．保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上E M格、E F格、E C格又は名簿区分Pに格付けされている輸出契約等（上記ロ．から二．までのいずれかに該当するものを除く。）であって、保険契約の締結</p>	

新	旧	備考
<p>を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等</p> <p>「別紙4 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等は、上記の規定にかかわらず、信用事由について保険契約を締結する。</p> <p>6. <u>一の輸出契約等につき分割して保険契約を締結する場合の取扱事項</u></p> <p><u>上記1. により一の輸出契約等につき分割して保険契約を申し込むことを例外として認め保険契約を締結する場合は、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>消費財包括保険の<u>不てん補部分を対象として</u>保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>イ. 非常事由又は非常事由と信用事由（船積前）をてん補する場合は、上記3. の非常事由及び信用事由の付保率並びに上記5. の非常事由の付保率から消費財包括保険の付保率を減じた率を付保率とし、保険契約を締結する。ただし、信用事由（船積前）をてん補する場合にあっては、非常事由（船積前）の付保率に消費財包括保険の付保率を加えた率を上回らない率とする。</p> <p>ロ. 信用事由（船積後）を含みてん補する場合は、上記5. の付保率を適用する。</p> <p><u>一の輸出契約等につき分割して保険契約を締結する場合は、船積期限別に分割して保険契約を締結する場合を除き、保険証券に次の特約を記載する。</u></p> <p>「この保険契約の保険責任の開始日は、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第11条第1項の規定にかかわらず、この証券記載の輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約に係る包括保険（輸出者等が一定の期間内に締結する一定の種類貨物に係る輸出契約等について包括して保険契約を成立させるべきことを日本貿易保険が特に約している場合をいう。）の保険契約の締結の日又は約款第11条第1項各号に規定する日のいずれか遅い日とする。」</p> <p>7. 特殊契約及び特殊商品に係る取扱事項</p>	<p>を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等</p> <p>「別紙4 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等は、上記の規定にかかわらず、信用事由について保険契約を締結する。</p> <p>6. <u>貿易一般保険包括保険と重複して保険契約を締結する場合の取扱事項</u></p> <p>消費財包括保険と<u>重複して</u>保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>イ. 非常事由又は非常事由と信用事由（船積前）をてん補する場合は、上記3. の非常事由及び信用事由の付保率並びに上記5. の非常事由の付保率から消費財包括保険の付保率を減じた率を付保率とし、保険契約を締結する。ただし、信用事由（船積前）をてん補する場合にあっては、非常事由（船積前）の付保率に消費財包括保険の付保率を加えた率を上回らない率とする。</p> <p>ロ. 信用事由（船積後）を含みてん補する場合は、上記5. の付保率を適用する。</p> <p><u>貿易一般保険包括保険と重複して信用事由をてん補する場合（上記に該当する輸出契約等を除く。）であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結する。</u></p> <p><u>上記 から までの保険契約の締結に際し、保険証券に次の特約を記載する。</u></p> <p>「この保険契約の保険責任の開始日は、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第11条第1項の規定にかかわらず、この証券記載の輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約に係る包括保険（輸出者等が一定の期間内に締結する一定の種類貨物に係る輸出契約等について包括して保険契約を成立させるべきことを日本貿易保険が特に約している場合をいう。）の保険契約の締結の日又は約款第11条第1項各号に規定する日のいずれか遅い日とする。」</p> <p>7. 特殊契約及び特殊商品に係る取扱事項</p>	

新	旧	備考
<p>フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、保険契約の締結を申し込む者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日01-制度-00042)により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>エスカレーションクローズ付き輸出契約等については、「貿易一般保険運用規程」(平成13年4月1日01-制度-00034)第15条の規定により取り扱うこととする。</p> <p>輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日01-制度-00043)により取り扱うこととする。</p> <p>8. 仲介貿易に係る保険契約の締結に係る取扱事項</p> <p>仲介貿易契約(貿易保険法第26条第1項及び第2項に基づき、仲介貿易契約とみなされるものを除く。)に係る信用事由をてん補する保険契約を締結する場合には、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、この保険契約の締結日から損失の発生日までの間において、この証券記載の仲介貿易契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、貿易一般保険約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 買契約(被保険者が、この証券記載の仲介貿易契約に基づいて販売若しくは賃貸するために、仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。)の相手方の本店又は支店(買契約の相手方が支店の場合、当該相手方の他の支店を含む。)</p> <p>二 買契約の相手方と特定の資本関係がある者として、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 買契約の相手方の親会社又は子会社(「親会社」とは、他の法人の総</p>	<p>フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、保険契約の締結を申し込む者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日01-制度-00042)により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>エスカレーションクローズ付き輸出契約等については、「貿易一般保険運用規程」(平成13年4月1日01-制度-00034)第15条の規定により取り扱うこととする。</p> <p>輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日01-制度-00043)により取り扱うこととする。</p> <p>8. 仲介貿易に係る保険契約の締結に係る取扱事項</p> <p>仲介貿易契約(貿易保険法第26条第1項及び第2項に基づき、仲介貿易契約とみなされるものを除く。)に係る信用事由をてん補する保険契約を締結する場合には、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、この保険契約の締結日から損失の発生日までの間において、この証券記載の仲介貿易契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、貿易一般保険約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 買契約(被保険者が、この証券記載の仲介貿易契約に基づいて販売若しくは賃貸するために、仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。)の相手方の本店又は支店(買契約の相手方が支店の場合、当該相手方の他の支店を含む。)</p> <p>二 買契約の相手方と特定の資本関係がある者として、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 買契約の相手方の親会社又は子会社(「親会社」とは、他の法人の総</p>	

新	旧	備考
<p>株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）</p> <p>□ 買契約の相手方の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）</p> <p>ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店</p> <p>三 その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの</p> <p>9. その他</p> <p>「別紙5 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙6 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当するものについては、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。</p> <p>[] 国別引受基準に基づく取扱事項</p> <p>保険契約の締結は、「別表 国別引受基準」に掲げる条件により行うものとし、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1. 条件付引受国</p> <p>条件付引受国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「 」と記載のある国をいう。当該国が支払国（保証国がある場合には当</p>	<p>株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）</p> <p>□ 買契約の相手方の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）</p> <p>ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店</p> <p>三 その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの</p> <p>9. その他</p> <p>「別紙5 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙6 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当するものについては、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。</p> <p>[] 国別引受基準に基づく取扱事項</p> <p>保険契約の締結は、「別表 国別引受基準」に掲げる条件により行うものとし、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1. 条件付引受国</p> <p>条件付引受国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「 」と記載のある国をいう。当該国が支払国（保証国がある場合には当</p>	

新	旧	備考
<p>該保証国。以下1.において同じ。)となる輸出契約等(3.に該当するものを除く。)については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>『ユーザンス』欄に期間の記載のある国を支払国とする輸出契約等については、ユーザンスが当該『ユーザンス』欄の期間以内の場合に保険契約を締結するものとする。</p> <p>『L/C条件』欄に「有」と記載のある国を支払国とする輸出契約等については、当該契約の代金等の全部についてI L Cによる決済又は前受金による支払いを行う場合に保険契約を締結するものとする。この場合、保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認するI L Cの取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時においてI L Cを取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿のG S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。)取得前又は前受金(貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。)の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>なお、輸出契約等の代金等の一部がI L Cによる決済及び前受金による支払い以外の方法により決済される場合は、保険契約は締結しないこととする。</p> <p>『案件枠』欄に金額の記載のある国を支払国とする輸出契約等については、輸出契約等の契約金額が当該『案件枠』欄の金額の範囲内である場合に保険契約を締結するものとする。</p> <p>『その他の条件』欄に記載のある国を支払国とする輸出契約等については、当該記載内容に該当する輸出契約等について保険契約を締結するものとす</p>	<p>該保証国。以下1.において同じ。)となる輸出契約等(3.に該当するものを除く。)については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>『ユーザンス』欄に期間の記載のある国を支払国とする輸出契約等については、ユーザンスが当該『ユーザンス』欄の期間以内の場合に保険契約を締結するものとする。</p> <p>『L/C条件』欄に「有」と記載のある国を支払国とする輸出契約等については、当該契約の代金等の全部についてI L Cによる決済又は前受金による支払いを行う場合に保険契約を締結するものとする。この場合、保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認するI L Cの取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時においてI L Cを取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿のG S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。)取得前又は前受金(貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。)の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>なお、輸出契約等の代金等の一部がI L Cによる決済及び前受金による支払い以外の方法により決済される場合は、保険契約は締結しないこととする。</p> <p>『案件枠』欄に金額の記載のある国を支払国とする輸出契約等については、輸出契約等の契約金額が当該『案件枠』欄の金額の範囲内である場合に保険契約を締結するものとする。</p> <p>『その他の条件』欄に記載のある国を支払国とする輸出契約等については、当該記載内容に該当する輸出契約等について保険契約を締結するものとす</p>	

新	旧	備考
<p>る。</p> <p>「別紙4 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等又は代金等の全部が前受金による支払を受ける輸出契約等の保険契約については、上記 からまでの規定を適用しないものとする。</p> <p>2. 特定制限国</p> <p>特定制限国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「 」と記載のある国をいう。当該国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる輸出契約等（3. に該当するものを除く。）については、「別紙4 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等を除き、保険契約を締結しない。</p> <p>ただし、イラクを仕向国、支払国又は保証国とする次のいずれかに該当する輸出契約等については保険契約を締結する。</p> <p>保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等（下記 を除く。）</p> <p>日本貿易保険、イラク貿易銀行、イラク大蔵省との間で合意されたイラク向け貨物の輸出に関する2年未満の貿易保険引受に関する枠組みに基づく輸出契約等であって約款第4条第11号の事由のてん補を希望する場合には、日本貿易保険が[]3. イ. ただし書きの規定に適合するものとみなして内諾書を発行した輸出契約等。</p> <p>「別紙4 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等。</p> <p>3. 引受停止国</p> <p>引受停止国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「×」と記載のある国をいう。当該国が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約等については、上記1. 及び2. にかかわらず、保険契約を締結しない。</p> <p>ただし、贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等については、案件毎に引受の可否を決定する。</p>	<p>る。</p> <p>「別紙4 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等又は代金等の全部が前受金による支払を受ける輸出契約等の保険契約については、上記 からまでの規定を適用しないものとする。</p> <p>2. 特定制限国</p> <p>特定制限国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「 」と記載のある国をいう。当該国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる輸出契約等（3. に該当するものを除く。）については、「別紙4 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等を除き、保険契約を締結しない。</p> <p>ただし、イラクを仕向国、支払国又は保証国とする次のいずれかに該当する輸出契約等については保険契約を締結する。</p> <p>保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等（下記 を除く。）</p> <p>日本貿易保険、イラク貿易銀行、イラク大蔵省との間で合意されたイラク向け貨物の輸出に関する2年未満の貿易保険引受に関する枠組みに基づく輸出契約等であって約款第4条第11号の事由のてん補を希望する場合には、日本貿易保険が[]3. イ. ただし書きの規定に適合するものとみなして内諾書を発行した輸出契約等。</p> <p>「別紙4 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等。</p> <p>3. 引受停止国</p> <p>引受停止国とは、「別表 国別引受基準」に掲げる国のうち、『態度』欄において「×」と記載のある国をいう。当該国が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約等については、上記1. 及び2. にかかわらず、保険契約を締結しない。</p> <p>ただし、贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等については、案件毎に引受の可否を決定する。</p>	

新	旧	備考
<p>附 則〔抄〕 附 則〔平成19年7月2日〕 改正後の〔 〕3. 口、〔 〕5. 口. 及び〔 〕1. の規定中「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500）」若しくは信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とする。</p> <p>この改正は、平成19年7月9日から実施する。 附 則〔平成20年8月12日〕 この改正は、平成20年8月13日から実施する。 附 則〔平成20年9月22日〕 <u>この改正は、平成20年10月1日から実施する。</u></p>	<p>附 則〔抄〕 附 則〔平成19年7月2日〕 改正後の〔 〕3. 口、〔 〕5. 口. 及び〔 〕1. の規定中「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500）」若しくは信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とする。</p> <p>この改正は、平成19年7月9日から実施する。 附 則〔平成20年8月12日〕 この改正は、平成20年8月13日から実施する。</p>	